第５章　本計画で取り組むこと

第５章は、めざす姿を実現するために、基本目標にもとづいて、一人ひとりや地域のみなさんなどの主な取り組みや、社会福祉協議会、行政が進める内容を記載しています。それぞれで取り組むだけではなく、連携しながら進めていくことが大切です。

基本目標 1　お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち

（１）地域や福祉を知ろう

地域で助け合いの関係をつくるには、日ごろから隣近所や地域の様々な人と知り合い、お互いを理解することが大切です。そして地域や福祉に関心をもち、地域の困りごとに気づき「我が事」としてとらえて行動するお互いさまの心を育むことが重要です。

そこで、福祉を学ぶ場や地域活動などへ気軽に参加できる機会を拡充し、地域や福祉を身近に感じるきっかけとなることをめざします。

主な取り組み

１）隣近所で顔をあわせるきっかけづくり

【一人ひとりができること（住民）】

①隣近所の人と会釈やあいさつなどを通して、隣近所との関わりをつくります。
②子どもの登下校にあわせて散歩や玄関前のお掃除タイムをつくります。
③地域の集まりに参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域活動や参加を呼びかける中で、住民とあいさつを交わし地域の顔見知りを増やしていきます。
②サロン活動、見守り活動など、住民同士が交流したり、声かけのきっかけとなる場をつくり、参加を呼びかけます。
③店内や店先、配達先などでのあいさつ、声かけをします。

【社会福祉協議会の取り組み】

①サロン活動、見守り活動など、住民同士が交流したり、声かけのきっかけとなる地域での活動を推進します。

②地域で住民同士、関係団体同士の顔の見える関係づくりが進むよう、地域に向けて広報誌やホームページ、マスコミなどによるあいさつや声かけの呼びかけを行います。
③自治会をはじめ、老人クラブ、婦人会、青年会、民生委員・児童委員などに加え、市内の企業・事業所などへあいさつや声かけ活動などへの参加・協力を呼びかけます。

【行政の取り組み】

①地域で住民同士、地域関係団体同士の顔の見える関係づくりが進むよう、地域に向けて市の広報誌やホームページ（SNS）などによるあいさつや声かけの呼びかけを行います。また、自治会をはじめ、老人クラブ、婦人会、青年会、民生委員・児童委員などに加え、市内の企業・事業所などへも協力を呼びかけます。
②学校内や登下校の際のあいさつ運動を推進します。

２）お互いさまの心を知る福祉学習などの充実

【一人ひとりができること（住民）】

①地域や福祉に関心をもち、学習の場に積極的に参加します。
②地域や福祉に関して学んだことを、できるところからはじめます。
③行政や社会福祉協議会のホームページなどを検索し、福祉の情報にふれてみます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域や職場で福祉について学ぶ場をつくります。
②地域の状況や福祉に関する情報の伝え方を工夫し、若い世代、働きざかりの方々の地域活動への参加と関心を高めます。
③専門的な知識や技術を活かした講師派遣などを行い、福祉学習に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①地域自治会などにおいて、地域懇談会や福祉学習会などを開催します。
②行政や教育委員会、関係機関と連携しながら、学校現場などにおいて福祉教育推進を目的とした福祉体験や学習会などを行います。

【行政の取り組み】

＜学校などにおける福祉学習＞

①小中学校において、児童・生徒の実態や発達の段階を踏まえた上で、地域の高齢者や特別支援学校などとの交流や体験学習機会の創出に努めます。
②市教育委員会・学校・社会福祉協議会が連携し、市内全校（園）での福祉教育の取り組みを進めます。

③自治会行事への参加や、自治会長などを講師とした地域に関する講話の開催など、学校と自治会との交流を通して地域の歴史・文化にふれることで、子どもたちの地域への関心を高めます。
④保育所（園）における統合保育を引き続き実施し、日ごろから多様性を認め合う心を育む環境を充実します。

＜地域における福祉学習＞

①ふれあい出前講座を通し、地域における福祉学習を支援していくとともに、ふれあい出前講座の周知を行い、利用促進を図ります。
②自治会などからの相談に応じて講師の紹介や公的な講座・事業とのタイアップを行うことによる学習機会の創出に努めます。
③住民の自主学習グループを支援する事業の周知・活用を促進し、住民が福祉や健康、介護などについて学ぶ機会の充実に努めます。
④市内在住の 60 歳以上を対象とした「浦添市てだこ学園大学院」において、健康管理や地域社会福祉活動、市の地域福祉政策などに関する講座を実施します。
⑤学びの場となる「浦添市てだこ市民大学」などのカリキュラムにおいて、地域福祉について学び考える講座を実施します。

３）自治会の情報発信と加入促進

【一人ひとりができること（住民）】

①自治会や地域のことなどを調べます。
②自治会集会所に実際に行ってみます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①転入者に対して、自治会や地域の関係団体（老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会など）への加入を勧めます。
②地域のイベントや活動などを発信します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①社会福祉協議会のホームページや広報誌などで自治会紹介(活動や加入手続きなど)に関する内容の充実を図ります。
②社会福祉協議会窓口で自治会加入手続きができるよう取り組みます。
③自治会、宅建業者会、行政などとの連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。
④ふくしまつりなどにおいて自治会活動(ふれあいサロンなど)を紹介します。

【行政の取り組み】

①行政のホームページなどの自治会紹介に関する情報の更新と活動内容などの充実を図ります。

②役所における転入の届出の際、自治会加入のチラシを配付します。さらに、市役所で加入手続きができるようにします。

③自治会、宅建業者会、社会福祉協議会、行政との連携のもと、加入促進に向けた取り組みを進めます。

（２）地域での行事などへ参加してみよう（地域デビュー編）

地域の行事などに参加していない住民が増えつつあり、参加者や担い手の確保が課題となっています。しかし地域活動へ参加していなくても、福祉や活動に関心を寄せている方々も少なくありません。参加していない理由に時間や情報がないことがあげられており、条件が整えば参加したいと考える住民が実際に地域活動へ参加しやすいよう、行事などの開催を工夫していきます。加えて、住民の関心の高い内容での行事や活動を実施し、参加を呼びかけます。

主な取り組み

１）地域の活動や行事へのゆるやかな参加の工夫

【一人ひとりができること（住民）】

①市の広報誌や社協だより、行政や社会福祉協議会のホームページを確認します。

②地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加します。

③時間をみつけて、短時間でも地域イベントや行事に参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①自治会や地域の団体の活動や行事、イベントなど、日ごろから住民同士が交流できる機会をつくります。

②子どもや働きざかり世代、高齢者、性別や年齢、それぞれの関心ごとなどに即した活動内容を考え、参加を呼びかけます。

③短時間でも参加できるような行事やイベント内容の工夫をします。

【社会福祉協議会の取り組み】

①赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。

②社会福祉協議会のホームページや広報誌などで、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。
③年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します。

【行政の取り組み】

①青年、子育て、働きざかりの世代が関心を寄せている分野の事業を地域の施設や拠点を活用して行うことで、これまで関わりがなかった人が地域に集まる機会の創出に努めます。
②地域に根ざした青少年団体活動の育成や活動を促進し、地域に関わる機会を創出します。
③赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。

２）日ごろから気軽に交流できる場の充実

【一人ひとりができること（住民）】

①地域で開催される交流の場に参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①日ごろから住民同士が交流できる場をつくります。
②子どもや働きざかり、高齢者など、性別や年齢、それぞれの関心ごとに配慮した内容を考えて参加を呼びかけます。
③ふれあいサロンの実施や生きいき健康クラブ、認知症カフェなど、住民が集う場（通いの場）に協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①ふれあいサロンなど高齢者や地域の方が交流する場を支援します。
②障がい者・児が様々な地域活動に参加できるよう支援します。
③地域に根ざしたボランティアの育成や活動を促進します。
④社会福祉協議会のホームページや広報誌などで地域の交流イベントなどの情報を発信します。

【行政の取り組み】

①地域の親子が集まって活動する事業を実施することにより、地域の人と接する機会を増やし、地域活動への参加を促します。

②生きいき健康クラブ、認知症カフェ、高齢者が集う場（通いの場）などの場を確保し、高齢者同士や地域の方が交流する機会を引き続き確保していきます。

③地域健康講話など健康づくりに関する取り組みなど、地域での実施に努めます。

④地域活動支援センター事業の充実や事業所などが行う地域交流活動への支援を行います。

コラム：自治会加入の手続きが、市役所、社会福祉協議会の窓口でできるようになりました！

◆浦添市、浦添市自治会長会、浦添・西原地区宅地建物取引業者会、浦添市社会福祉協議会の四者がそれぞれの業務特性を活かした自治会加入促進を行うことを目的とした「浦添市における自治会への加入促進に関する基本協定」の調印を行いました。（2018（平成 30）年 11 月 21 日）

◆本協定の発効により、アパート賃貸借契約、市外からの転入手続き、福祉サービスにおける戸別訪問など様々な場面で、四者が住民に対し地域自治会についての説明・加入受付を行い、自治会加入率をアップさせ、活力ある地域づくりの発展をめざします。

◆各自治会や市役所、社会福祉協議会で自治会加入の手続きを行っています。加入されていない方は、ぜひご検討ください。

コラム：地域での声かけや、ゆるやかな見守り活動にご協力をお願いします！

①まずは、会釈からはじめてみませんか！

◆ご近所で、人に会ったらあいさつや声かけをし、地域で顔見知りをつくるきっかけをつくりましょう。

◆あいさつが気恥ずかしいと思われる方は、会釈からはじめてみましょう。

◆職場内におけるあいさつ、店先で地域の方々へ声かけを行いましょう。

②普段の生活の中（散歩しながら、買い物しながら）で、いつもとは違う、何かおかしいと感じる人がいたら連絡を入れていただく、「**ながら**見守り活動」にご協力をお願いします！

＜ながら見守りのポイント＞

◆地域で見守りの対象者を特定する必要はありません。散歩や買い物などの際、通り道の住宅をさりげなく気にかける。

◆郵便受けに新聞がたまっていないか、洗濯物や布団が取り込まれていない、夜でもカーテンがあいているなど、外部からさりげなく見守る。

◆テレビやラジオの音がずっと聞こえる。

◆異臭がする。　　など

基本目標 2　地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち

（１）地域活動やボランティア活動をはじめよう（実践編）

本市においても、介護を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯の増加、子育て世帯、障がい者・児の福祉ニーズも高まっていくことが見込まれています。さらに複合化している問題へ対応していくためにも、公的支援だけでなく、地域における助け合いなどの活動がますます必要になってきます。

地域を知り、行事などに参加交流したあとの次のステップとして、ボランティアに関する講座の開催をはじめ、幅広く活動への参加を呼びかけ、多様な人材の発掘・養成に取り組みます。

主な取り組み

１）地域活動、ボランティア活動への理解促進

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①地域活動やボランティア活動の情報を集め、やってみたい活動を見つけます。

②地域活動や福祉について、短時間でもできることからはじめます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など））】

①地域や関係機関・団体は、自分たちの活動のＰＲをして協力・参加を呼びかけます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①浦添市ボランティア・市民活動支援センターの役割や機能などの周知をしていきます。

②ふくしまつりやボランティア体験学習などのボランティア月間中のイベントなどを活用して、ボランティア活動、地域活動の意義や担い手の必要性について周知を行います。

③社会福祉協議会のホームページや広報誌などにおいて発信している地域福祉活動、ボランティア活動の情報の拡充に努めます。

④赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。【再掲】

⑤地域懇談会などを開催し、地域活動やボランティア活動への理解を図ります。

重⑥気軽に参加できる福祉活動やボランティア活動、活動に関する学びの場などの情報提供と周知をします。

【行政の取り組み】

①ふくしまつりやボランティア月間などの場を活用して地域活動の意義や担い手の必要性について周知を行います。

②行政のホームページや広報誌などにおいて発信している、地域福祉などの活動や団体に関する情報の拡充に努めます。

③赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。【再掲】

④地域活動への参加意欲を高め、参加を促す仕組みを検討していきます。

２）ボランティアに関する講座などの開催

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①ボランティアに関する講座を受講し、知識や技術を学び、学習したことを地域やボランティア活動に活かします。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域などで開催される活動や講習会に参加・協力し、そこで得た情報や技術などをそれぞれの活動や事業に活かします。

②自分たちの専門性を活かし、社会福祉協議会や行政と連携しながら担い手を養成するための講座や研修会を開催します。

【社会福祉協議会の取り組み】

重①若年層をはじめ、より多くの住民が参加できるよう、地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催します。

②児童生徒などの世代を対象とした、ボランティア体験学習や様々な交流の機会などを創出します。各年代に応じたリーダーの育成に取り組みます。

【行政の取り組み】

重①地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催し、ボランティアや助け合いに関する学びの場を提供し、人材の養成・確保に取り組みます。

②児童生徒などの世代を対象とした、ボランティア体験や様々な交流機会などを創出します。各年代に応じたリーダー育成に取り組みます。

３）企業・事業所の特性を活かした地域貢献活動の促進

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①地域のイベントや活動の告知のチラシなど関心をもってみます。

②地域の企業・事業所、社会福祉法人などが地域で開催するイベントや活動などに参加協力します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域の企業・事業所、社会福祉法人などが開催する地域での取り組みなどに参加協力します。

②地域や関係団体、企業・事業所、社会福祉法人は、自分たちの活動のＰＲをして参加を呼びかけます。

③企業・事業所も地域や行政などの実施する活動（地域見守りネットワーク事業など）に参加協力します。

④社会福祉法人や企業・事業所は、地域貢献の取り組みを通じて地域の居場所や交流拠点づくりに協力します。

【社会福祉協議会の取り組み】

重①行政や商工会議所などと連携し、社会福祉法人や事業所などへ地域貢献活動への参加協力の呼びかけを行うとともに、地域自治会や支援団体などの活動と連携できるよう支援します。

②社会福祉協議会のホームページや広報誌などにおいて発信している、地域福祉やボランティア活動や地域団体などに関する情報の拡充に努めます。

③「地域見守りネットワーク事業」の周知を行い、行政と連動しながら協定を締結した事業所などに対しての情報提供や事業所同士の情報共有の場を提供するなど、事業所の要望の把握に努めるとともに、協力事業所の拡充を図ります。

④地域の課題やニーズを踏まえ、企業・事業所と連携した、公的サービスやインフォーマルサービスの活用、新たなサービスの創設を支援します。

⑤社会福祉法人や企業・事業所などを対象に「地域貢献活動」に関する情報交換会や学習会などを開催します。

【行政の取り組み】

①社会福祉協議会や商工会議所などと連携し、地域貢献への呼びかけを行うとともに、社会福祉法人、事業所が円滑に地域や団体の活動と連携が行えるように活動を支援します。

②市内の事業所に対して、社員の自治会加入に関する広報や協力を求めます。さらに、事業所の自治会への協力を促進します。

③地域活動を積極的に行う事業所に対して、表彰制度の創設や市広報誌などでの公表を検討します。
④「地域見守りネットワーク事業」の周知を行い、社会福祉協議会と連動しながら協定を締結した事業所などに対しての情報提供や事業所同士の情報共有の場を提供するなど、事業所の要望の把握に努めるとともに、協力事業所の拡充を図ります。
⑤認知症高齢者の普段からの見守りや、ひとりで外出して自宅に戻れなくなった時にスムーズな対応ができるよう、地域の事業所へ認知症高齢者など見守り SOS ネットワークなどへの協力を呼びかけ、連携しながら取り組みます。

（２）地域活動やボランティアの活動をより充実しよう

地域活動が継続的に行われるためには、担い手や団体をサポートする取り組みや活動の資金を確保することが重要です。引き続き、浦添市ボランティア・市民活動支援センターのコーディネート機能の充実に努めるとともに、助成金や支援制度の情報を提供するなど、有効活用に向けた支援を行います。

主な取り組み

１）活動をコーディネートする機能の強化

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①自分のもっている技術や知識を地域へ活かすため、浦添市ボランティア・市民活動支援センターに登録してボランティア活動を行います。
②地域活動や学校の教育活動などに参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域のボランティアニーズを浦添市ボランティア・市民活動支援センターと情報共有し、ニーズに即した内容に対応できるよう、活動内容や担い手のさらなる充実をめざします。

【社会福祉協議会の取り組み】

①ボランティア活動の推進拠点として、浦添市ボランティア・市民活動支援センターの機能を強化していきます。
重②ボランティア活動に関する相談・登録・マッチング・コーディネートを行います。
③ボランティア活動に関する情報の収集や提供を行います。
④ボランティア活動に関する広報・啓発を行います。

⑤ボランティア活動に関する調査・研究を行います。
⑥ボランティア市民活動支援センターの設備を充実していきます。
重⑦ボランティアを求めている住民や地域と、ボランティアをしたい住民・団体・事業所の情報やニーズを把握し、より多くマッチング・コーディネートできる仕組みを検討します。

【行政の取り組み】

重①ボランティアを求めている住民や地域と、地域活動やボランティア活動をしたい住民・団体・事業所の情報やニーズを的確に把握し、マッチングを行います。
重②てだこ市民大学、てだこ学園大学院、各種講座などの受講生が学んだ成果を地域活動に還元できる仕組みを強化します。
③人材バンクのあり方を検討し、活用を促進していきます。

２）地域関係団体やボランティア、ＮＰＯ団体の活動支援

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①地域やボランティア団体が開催するイベントなどへ参加します。
②住民の身近なところで相談に対応してくれる民生委員・児童委員、自治会などの仕事内容や役割について理解を深めます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域などで開催される活動や講習会に参加・協力し、それぞれの活動や事業で活用します。
②ボランティアやＮＰＯ団体は、他の団体と連携や情報交換を強化し、活動内容を充実します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①浦添市ボランティア・市民活動支援センターにおいて、新たなボランティア団体の立ち上げや活動の相談・支援などを行います。
②活動に必要な機器や拠点(場所)などの相談・支援を行います。
重③活動に必要な研修会や勉強会などの情報を提供します。
④活動に必要な助成金（赤い羽根共同募金や民間助成金）などの情報を提供し、申請方法や活用の支援を行います。
⑤社会福祉法人や企業などと連携・協働し、新たな財源の創出を検討します。
⑥行政と連携し効果的な地域福祉活動が実施できるよう団体間、拠点間のネットワークづくりを図ります。

⑦民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの活動周知及び支援を行います。
⑧浦添市ボランティア連絡協議会をはじめボランティア団体の活動を引き続き支援します。
⑨浦添市障がい児・者関係連絡協議会や浦添市身体障がい者福祉協会をはじめ福祉団体の活動を引き続き支援します。
⑩地域の多様な福祉ニーズに対応するために、新たな地域支援活動団体などの立ち上げを支援します。

【行政の取り組み】

①地域で活動する自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、ＰＴＡ、ボランティアなどの自主的な活動を促進するため、活動に必要な研修会などの情報を提供します。
②国や県、また民間企業などからの助成金などの情報を提供し、申請や有効活用への支援を行います。クラウドファンディングの活用など、新たな財源の獲得支援に取り組みます。
③地域で相談対応などを行う民生委員・児童委員や母子保健推進員などの役割や活動についての周知を強化し、活動への協力を求めるとともに欠員の充足に努めます。
④民生委員・児童委員が地域活動する上で問題となっている点を行政、社会福祉協議会などが共有し、円滑な活動に向け、改善支援を行います。
⑤福祉活動のみならず、まちづくりの多様な団体同士が協力して効果的な活動が実施できるよう団体間、拠点間のネットワークづくりを推進します。
⑥多様なニーズに対応するために、新たな地域の活動団体の立ち上げを支援します。
⑦多様な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して地域課題に取り組めるようソーシャルビジネスの創出支援を行います。

基本目標 3　いつでも「丸ごと」受け止め、助け合うまち

（１）地域を基盤とした相談・支援体制を強化しよう

困りごとを誰もが気軽に相談でき、深刻な状況になる前に適切な支援などとつながることが大切です。この間、行政や地域において様々な相談窓口が設置されてきていますが、一方で、どこに相談したらよいかわからないといった意見もあげられています。

そのため、地域住民にとって気軽に相談できる窓口の周知や丸ごと受け止めてくれる相談支援体制の強化をめざします。子どもから高齢者まで地域で安心して暮らし続けるためには直接住民とふれあうことのできる各種訪問事業と連携し、困りごとなどを把握し相談機会を創出します。

また、地域の実情に応じて地域住民による組織的な支援や福祉活動を支援します。

主な取り組み

１）地域住民の相談を受け止める場の周知と体制の強化

【一人ひとりができること（住民）】

①困ったときは一人で悩まず、様々な窓口を利用します。
②身近な家族や友人などの相談相手となります。
③相談窓口や福祉の情報を集めたり、地域の民生委員・児童委員の情報を得ます。
④必要に応じて相談窓口につなげます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関･団体/企業･事業所/社会福祉法人など）】

①困りごとがあれば、身近な相談窓口や行政・社会福祉協議会などの相談窓口を利用するように声をかけ合います。
②自治会や民生委員・児童委員は身近な相談窓口を地域住民へ広く周知します。そして地域の困りごとを受けるとともに、必要な支援機関につなげます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①地域の様々な困りごとに対応するため、ふれあい福祉相談センター、中学校区地域保健福祉センターなどの相談窓口の周知や関係機関の連携を強化します。
②地域へ出向き、困りごとをかかえる住民への早期対応や必要なサービスへつなぐなど、アウトリーチの相談や支援を進めます。
③コミュニティソーシャルワーカーやふれあい福祉相談センターなどの各種相談支援員の専門性の向上に努めます。

④地域福祉協力員を拡充するための養成講座や勉強会などを行います。
⑤民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域支援に関わる方々の活動を支援します。
⑥社会福祉協議会のホームページや広報誌を活用し、社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターや中学校区地域保健福祉センターの各種相談窓口を周知します。

【行政の取り組み】

①民生委員・児童委員、母子保健推進員、保護司など、地域で相談支援に関わる方々の活動を周知します。
②地域の中学校区地域保健福祉センターや地域包括支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター（2020 年度設置予定)、保健相談センター、自立サポートセンター・てだこ未来など相談を行う各窓口や相談支援を行う事業所を周知するとともに、相談の拠点や窓口としての機能の充実を図ります。
③新生児や乳幼児のいる子育て家庭、ひとり暮らしの高齢者、ひきこもりによる生活困窮者などへの訪問事業などと連携して困りごとを把握するとともに、必要なサービスの利用の助言や相談に対応します。
④複合化する問題に対応するために、相談支援員などを研修会に積極的に参加させます。
⑤複合的な相談ができる窓口の設置について検討します。

コラム：地域の民生委員・児童委員をご存じですか？

◆民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。
◆児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

【ご相談ください】
◆民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。福祉についてのご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。
◆お住まいの地域を担当する民生委員については、福祉総務課又は浦添市民生委員児童委員連絡協議会にお尋ねください。

浦添市福祉総務課　電話：098-876-1234（代表）／浦添市民生委員児童委員連絡協議会　電話:098-877-8278

２）地域における見守り活動や行政区コミュニティづくり推進委員会の充実

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①地域における見守りや助け合い活動について、買い物や散歩などをしながら近所の様子をうかがい、あいさつを交わすなど「ながら見守り」を行います。
②身近な話し相手やゴミ出しなど、ちょっとしたお手伝いを行います。
③行政区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①見守りや声かけ活動をご近所に広げていきます。
②行政区コミュニティづくり推進委員会を設置したり、運営に取り組みます。
③「地域見守りネットワーク事業」の参加を進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

重①地域の日常的な見守りや声かけ助け合い活動などの取り組みを支援していきます。
重②地域の実状に応じて既存の会議（地域支援会議など）を行政区コミュニティづくり推進委員会としての設置に向けて働きかけていきます。
重③住民による見守り活動や地域課題解決のための取り組みを行う、行政区コミュニティづくり推進委員会をコミュニティソーシャルワーカーや専門職、企業、事業所と連携し支援を行います。
重④社会福祉協議会のホームページや広報誌など活用し、行政区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。

【行政の取り組み】

重①社会福祉協議会と連携し、行政区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。

コラム：地域活動の紹介　当山ハイツ自治会地域支援会議・浦西中学校区

２か月に１回自治会集会所にて災害時等要援護者などの見守り体制について話し合っています。地域活動に参加できない高齢者の居場所づくり、引きこもり等の稼働年齢層に対する就労の場づくりを目的とした「ふれあい 100 円食堂オープン事業（県社協地域福祉活動モデル事業）」モデル自治会として「まじゅんくわっちー会」を定期的に開催。会への案内と自治会や民生委員・児童委員等、身近な相談窓口の連絡先を掲載したチラシを全世帯へ配布し、1 軒ずつ世帯調査を実施しています。（2018（平成 30）年８月現在）

まじゅんくわっちー会のようす

３）中学校区コミュニティづくり推進委員会活動の充実

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動内容を理解し、中学校区ごとの地域福祉活動プランの取り組みに参加・協力します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①中学校区ごとの地域福祉活動プランを地域に周知し、取り組みを進めます。必要に応じて中学校区コミュニティづくり推進委員会の中に部会を立ち上げ、より充実した地域課題への検討を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

重①中学校区コミュニティづくり推進委員会を定期的に開催し、地域のニーズや課題を共有するとともに、支援に向けた具体的な検討・調整を行い、中学校区地域保健福祉センターや中学校区内の各種資源などのネットワークを活かし、地域に根ざした取り組みを進めます。

重②中学校区コミュニティづくり推進委員会の機能充実を図ります。

重③中学校区コミュニティづくり推進委員会にニーズに即した専門部会などを設置し、より具体的な支援方法を検討・実践します。

④社会福祉協議会のホームページや広報誌などを活用し、中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。

【行政の取り組み】

①社会福祉協議会と連携し、中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知を行います。

４）中学校区地域保健福祉センターの周知と機能充実

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①中学校区地域保健福祉センターの場所や役割について調べてみます。

②中学校区地域保健福祉センターの情報や相談窓口を活用します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①中学校区地域保健福祉センターの場所や役割について調べてみます。

②中学校区地域保健福祉センターの情報を活用します。

③身近な地域活動の場として活用します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①社会福祉協議会のホームページや広報誌などを活用し、中学校区地域保健福祉センターやコミュニティソーシャルワークなどについて周知します。

②中学校区地域保健福祉センターにコミュニティソーシャルワーカーを引き続き配置し、中学校区や地域の困りごとを把握・受け止め、専門的な相談支援や必要なサービスなどへつなぎます。

③地域住民の福祉活動やボランティア活動を支援します。

④民生委員・児童委員や地域福祉協力員の活動を支援します。

⑤中学校区別地域福祉活動プランの推進に向け、中学校区内の資源の把握と企業・事業所、関係機関との連携充実を図ります。

【行政の取り組み】

①各中学校区への「中学校区地域保健福祉センター」の設置を継続するとともに、機能の充実強化を図ります。

②地域住民や企業・事業所に当センターの場所や役割について周知を行います。

重③てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）や第２層生活支援コーディネーター、障がい分野の相談員などの各相談員がコミュニティソーシャルワーカーと地域の情報を共有したり、課題解決に向けた調整連絡を行う連携の場としていきます。

④中学校区地域保健福祉センターの効果的な運営に取り組みます。

５）浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の充実

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【社会福祉協議会の取り組み】

①浦添市における福祉・保健・医療・教育などを中心としたコミュニティソーシャルワーク事業の推進を目的に設置する浦添市コミュニティづくり推進協議会を定期的に開催します。

重②中学校区コミュニティづくり推進委員会などから出た課題の共有をはじめ、それらの解決に向け、浦添市コミュニティづくり推進協議会の構成メンバーに各中学校区コミュニティづくり推進委員会役員や関係者を選任するなどの組織の見直しを行い、より具体的な協議が行われる体制をつくります。

【行政の取り組み】

重①社会福祉協議会と連携し、浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の推進を支援します。

（２）多様な機関と連携した包括的な相談支援を進める

本市においても支援を必要としている人の抱える問題が複合的であったり、制度の狭間となっていたり、対応が難しいケースがみうけられます。対応が難しいケースを包括的に受け止める相談支援体制の強化や複数の窓口にいかなくても必要な相談支援が受けられる相談窓口機能の充実も求められています。

そのため、そのような複合的な問題を受け止め、解決に向けた相談支援を一体的に行うことができるよう、相談支援の関係機関が密接に連携するとともに、包括的な相談支援のあり方を検討します。

また、多様な機関が協議する各種会議の充実と関係機関との連携強化とともに、必要に応じて新たなサービスを検討・創出していきます。

さらに、少子高齢社会の進行とともに、高齢者だけでなく、子どもや障がい者など全世代の課題にも対応するため、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

主な取り組み

１）包括的な相談支援体制の充実

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域での解決が困難な困りごとは専門的な窓口につなぐなど、専門機関と協力しながら、見守りや解決に向けて取り組みます。

【社会福祉協議会の取り組み】

重①地域課題や相談に来られない住民などを早期に把握するため、民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域の各種組織や団体、企業・事業所との連携を強化します。

重②既存の相談窓口の連携強化をするとともに包括的な相談支援のあり方について検討します。

③全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向け、行政と連携を図ります。

【行政の取り組み】

①障がいのある方が、介護保険が優先される 65 歳になっても、使い慣れた障がい福祉サービス事業所が引き続き利用できるよう、また、介護などに携わる人材も限りがある中で地域の実情に応じたサービスが提供されるよう、高齢者や障がい者・児が共に利用できる共生型サービスの参入を促進します。

重②各種相談支援員のネットワークの拡充を担当課は支援し、支援の中で把握した複合的な問題や地域情報を庁内で共有しながら、問題を抱える住民とその世帯に対し、包括的な支援ができるよう体制強化に努めます。

重③既存の相談窓口の連携強化をするとともに浦添市における包括的な相談支援のあり方について検討します。

④全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

２）各種支援会議など、関係機関が協議する場の充実

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①障がい者自立支援協議会、地域ケア会議などで関係者間の連携を深めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①民生委員・児童委員や自治会、老人クラブ、地域の企業・事業所、社会福祉法人、ボランティアなどが連携できるよう、協議する機会を充実します。

②社会福祉協議会のホームページや広報誌などで支援会議の活動内容などについて周知します。

【行政の取り組み】

①様々な相談支援に対応できるよう、障がい者自立支援協議会、地域ケア会議などで関係者間の連携を促進するとともに、会の強化を図ります。

３）インフォーマルサービスの活用と支援メニューなどの検討開発

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①福祉をはじめとする各専門家とともに、必要な支援メニューの検討開発に取り組みます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①コミュニティソーシャルワーカーは、地域のインフォーマルサービスを把握するとともに、各種コーディネーターやケアマネジメント担当者に対して、それらのサービスや資源の情報提供を行います。

②コミュニティソーシャルワーカーは、既存のインフォーマルサービスで対応できないケースが生じた場合、各種相談支援員やコーディネーター、福祉事業所などとの連携のもと、新たなインフォーマルサービスや支援メニューの開発の検討を行います。

③新たなフォーマルサービスの創設が必要となった場合は、行政と連携し、協議・検討の場などをつくります。

【行政の取り組み】

①個別支援の展開を図る中で、既存の公的サービスなどで対応ができないケースが生じた場合及び全市的な問題が顕在化した場合、コミュニティソーシャルワーカー、各種コーディネーター、協議会などより提言を受け、社会福祉協議会と連携し、新たな公的サービスの創設の検討などを行います。

②地域ケア会議などから把握した、高齢者の課題やニーズに対応・支援するために、生活支援コーディネーターは、コミュニティソーシャルワーカーなどと連携を強化し、地域の実情に応じた必要なサービスの検討・開発に取り組み、地域の支援を行います。

（３）利用しやすいサービスとなるよう情報提供を進めよう

住民が必要とする福祉サービスなどについて、様々なサービスの中から適切なサービスを選択し利用することで、日常生活の維持・改善につながります。そのため、福祉サービスやサービスの評価などの的確な情報提供は重要です。

住民の福祉情報などの情報源としては、市の広報誌、社協だより、インターネットのホームページなどが多くを占めています。身近な地域では、自治会長、民生委員・児童委員など地域支援者からの情報提供があり、公的機関及び専門機関となる市役所や窓口、地域保健福祉センター、地域包括支援センターなどからの情報提供も進んでいます。

また、子育て、障がい者・児、高齢者支援などの事業所について、既に福祉サービスなど関連サイトで、サービス評価などの情報の開示が進んでいます。

したがって、今後とも住民が容易に福祉などの情報を入手できるよう、様々な方法、ルートを通じて情報提供を進めます。また、福祉などの事業所に対し、沖縄県で実施している第三者評価事業の利用を促進していきます。

主な取り組み

１）多様な方法などを通じた情報提供の推進

※重は重点プランに位置づけた取り組み

【一人ひとりができること（住民）】

①各種の広報誌、市や社会福祉協議会などのホームページなどで福祉情報を確認します。
②隣近所でサービスなどを必要としている住民に情報を提供していきます。
③自治会や民生委員・児童委員などから情報を集めます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①自治会や民生委員・児童委員などは、自治会報や訪問活動などを通じて、地域住民に福祉情報の提供を行っていきます。
②福祉に関する研修会に参加します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①福祉情報を全世帯配布の社協だよりやホームページなどを通して提供を行うとともに情報内容の充実を図ります。
重②自治会長や民生委員・児童委員、行政区コミュニティづくり推進委員会などに対し、福祉に関する情報提供や研修会などを行います。
③社会福祉協議会のふれあい福祉相談センターや中学校区地域保健福祉センターなどの各相談窓口で福祉の情報提供を進めるとともに、各機関同士で情報共有を図るために、定期的な連絡会やケース検討会議などを開催し、連携を強化します。

④行政の相談窓口などとの情報共有を図るために、定期的な連絡会やケース会議などが開催できるよう働きかけます。

【行政の取り組み】

①市広報誌などの全世帯への配布物やホームページを通じて福祉情報などの提供を進めるとともに、情報内容の充実を図ります。

重②自治会長、民生委員・児童委員など地域支援者を通じた情報提供を進めるとともに、自治会長会などの定例会での福祉情報に係る研修会を適宜実施していきます。

③市役所の相談窓口をはじめ、中学校区地域保健福祉センター、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター（2020 年度設置予定）、自立サポートセンター・てだこ未来、保健相談センターなど様々なルートで情報提供を進めるとともに、庁内外の各機関同士で情報共有を図るために、各課が必要に応じて連絡会を開催するなど連携を強化します。

２）福祉サービスなどの情報開示の促進

【一人ひとりができること（住民）】

①福祉サービスの利用などについては、開示されている情報を確認しつつ、適切なサービスを利用します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①福祉サービスを提供している企業・事業所は、自社のホームページや既存の福祉関連サイトなどを通じて、サービス内容などの情報を提供していきます。

②沖縄県が実施している福祉サービス第三者評価事業を利用し、自社事業の点検を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

①既存の福祉関連サイトなどを通じて、サービス内容などの情報を適宜更新していきます。

②沖縄県が実施している福祉サービス第三者評価事業を利用し、社会福祉協議会の事業の点検を行います。

【行政の取り組み】

①保育所、障がい児・者サービス、高齢者サービスなどでは、既に福祉関連サイトなどを通じて、サービス内容などの情報を開示していることから、その内容の充実を促進するとともに開示していない事業所への情報開示を働きかけていきます。

②住民が福祉サービスなどの利用において、利用の判断基準の１つとすることができるよう、福祉事業所に対し、沖縄県福祉サービス第三者評価事業の利用を促進します。

コラム：地域見守りネットワーク事業とは？

この事業は、地域見守りの協力団体として、各団体や企業等と協定を結び、日常業務のなかで郵便物や新聞がたまっているなどの「ちょっと気になる地域住民の異変」に気づいたときは、浦添市社会福祉協議会にご連絡いただくほか、緊急の場合には浦添警察署や浦添消防署に通報するなど、早期対応につなげることを目的としています。見守り協力団体の募集を随時行っております。ご賛同いただける団体・企業等からの申し込みをお待ちしております。

お問い合わせ先：浦添市社会福祉協議会　電話：098-877-8226（代表）
浦添市福祉総務課　電話：098-876-1234（代表）

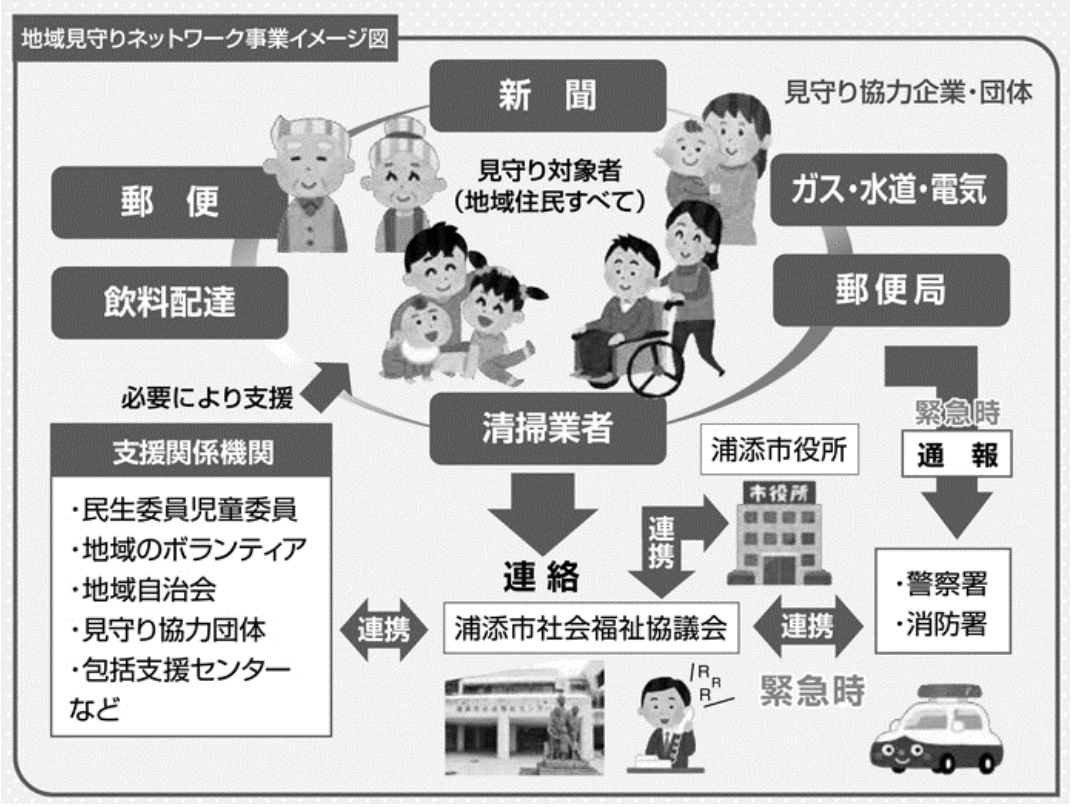

基本目標 4 安心して暮らすための支援が整うまち

（１）様々な困難を抱えた住民の支援を進めよう

めまぐるしく変容する地域社会の中で、住民一人ひとりの生活課題も多様化しています。経済的な要因で、厳しい社会生活を余儀なくされ、様々な困難を抱え込む住民が増えている状況です。そうした中で、それぞれの住民の生活課題などの解決に向け、課題に応じた丁寧な支援を行うことで、生活などの改善につながることから、住民本人に寄り添った相談、日常生活支援、就労支援などは重要です。

困難を抱えた住民の支援については、困難な状況にいたった背景などへの住民の理解などを図っていくとともに、支援する人材や体制の充実と適切な支援施策の推進が必要となっています。

したがって、子どもから成人まで、それぞれの世代で抱える課題に適切に対応していくことができるよう、子ども支援、生活困窮者などの支援、心の健康づくり支援、罪を犯した人の社会復帰支援などの対策を充実します。

主な取り組み

１）子ども支援対策の推進

【一人ひとりができること（住民）】

①隣近所の子どもたちを気にかけ、見守ります。
②民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、学校などを通じて支援につなげます。
③ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口に相談します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援します。
②自治会集会所などを居場所として利用していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①社会福祉協議会のホームページや広報誌などで子ども支援などについて周知します。
②コミュニティソーシャルワーカーなどは、地域や学校などと連携し、支援を必要とする子どもを把握し、てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）と連携して支援のあり方を検討します。

【行政の取り組み】

①子どもの貧困などに関する現状を把握し、必要な支援につなげていく、てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）について、中学校区での配置（２人）を維持するとともに、研修会などを通じてスキルアップを図ります。

②子育て世帯の教育保育に係る経済的な負担の軽減を図るために、保育施設などの保育料の軽減策及び病児保育など地域子ども子育て支援事業の充実を進めます。

③地域で安全で安心できる子どもの居場所を確保できるよう、その設置及び運営の支援を進めます。

④義務教育段階の不登校などの児童生徒を対象に教育相談室くくむい、適応指導教室いまぁじ、自立支援室ひなた、において支援を行います。

２）生活困窮者などの自立支援の充実(ひきこもりによる生活困窮者を含む)

【一人ひとりができること（住民）】

①生活困窮に対する理解を深めます。

②隣近所で生活困窮者などに気がついた時は、民生委員・児童委員などにつなぎます。

③ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口に相談します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①生活困窮に関する法律や制度などの勉強会などを行います。

②生活困窮者などへの見守り・声かけを行うとともに、相談窓口へつなぎます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①民生委員・児童委員や地域福祉協力員と連携し、生活困窮者など支援が必要な方々の早期発見に努めます。

②生活困窮者などの相談・支援を民生委員・児童委員、関係機関、企業・事業所など地域支援者と連携しながら取り組みます。

③生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員やコミュニティソーシャルワーカー、地域関係機関、地域支援者などが連携し、生活困窮者の方々が地域において自立生活ができるよう支援します。

④生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費やフードドライブなどの支援を行います。

⑤社会福祉協議会のホームページや広報誌などで、生活困窮者自立支援制度や利用などについて周知します。

【行政の取り組み】

①生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」や、離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。また、自立生活プランの実現に向け、関係各課との連携を強化するための連絡調整会を開催します。

②子どもの貧困対策の一環として学習環境が整えられない児童・生徒に対し、無料で学べる学習塾の利用を促進します。

③ホームレスなど住居がなく生活に困窮している方に食事や宿泊場所の供与などを行う「一時生活支援事業」を促進し、自立に向けた相談支援を行います。

④様々な要因によりひきこもり状態となっている方の自立に向け、関係機関の連携のもと、訪問相談、活動場所の紹介などの支援を進めます。

３）心の健康づくりの推進（自殺対策への対応）

【一人ひとりができること（住民）】

①心の健康づくりの講演会などに参加し、メンタルヘルスなどに関心をもち自分自身の健康管理に努めます。

②ゲートキーパー養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みます。

③ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口に相談します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう、講演会やゲートキーパー養成講座などに参加します。

②企業・事業所などにおいては、職員の心の健康維持に向け、ストレスチェック及びそれにもとづく健康管理指導などを進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域支援者と連携し、心の不調を抱える住民の早期発見・早期対応に向け関係機関と連携を進めます。

②関係機関などと連携し、ゲートキーパー養成講座や勉強会などへの参加を促します。

③社会福祉協議会のホームページや広報誌で、心の健康やメンタルヘルス、ゲートキーパーなどについて周知します。

【行政の取り組み】

①庁内横断的な浦添市自殺対策推進本部を設置し、保健、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、全庁的に自殺対策を推進します。

②住民などの心の健康づくりに関する理解などが深まるよう、市広報誌などを通じた情報発信や各種講演会の開催などを進めます。

③心の不調を抱える住民の早期発見、早期対応に向け、地域、コミュニティソーシャルワーカー、精神保健関連機関などとの連携を進めます。

④地域で「気づき、声かけ、傾聴、支援につなげ、見守る」ことのできる人材を育成していくことができるよう、ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域の支え手となる住民を確保していきます。

4）罪を犯した人の社会復帰の支援

【一人ひとりができること（住民）】

①罪を犯した人の社会復帰に対する理解を深めます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①罪を犯した人の社会復帰に関する勉強会などを行い、理解を深め、社会復帰支援に取り組みます。

②企業・事業所などは、罪を犯した人の住まいや就労の確保に向け、住宅のあっせん、職業訓練、雇用の受け皿などに対応していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①罪を犯した人の社会復帰に向け、保護司など関係機関と連携を図ります。

②必要に応じ、県地域生活定着支援センターなどの関係機関・団体と連携し、研修会や勉強会などの開催を支援します。

③保護司会や更生保護女性会などの活動を支援します。

【行政の取り組み】

①罪を犯した人の再犯防止、社会復帰に向け、地域の理解と協力を得るために、市広報誌などを通じて啓発活動を進めます。

②罪を犯した人の社会復帰を支援するため、相談対応、住まい、就労の確保などに向け、関係者、関係機関の連携を図ります。

（２）災害に備えた取り組みを進めよう

万が一の災害に、住民同士が助け合いながら、避難などに対応していくことで、住民一人ひとりの生命や財産などを守ることができます。そのために災害に備え、各種の取り組みを進めておくことが重要です。

災害時要援護者の支援対策は、要援護者を日ごろから見守り、災害発生時には避難誘導を行うなど、一貫した取り組みとなっていることから、対策全体の充実を図っていく必要があります。

要援護者の登録促進や個々の避難支援計画の作成、関係者や関係機関などの連携による支援体制の確保及び日ごろからの支援の実施、避難訓練の実施などを通じた災害時対応力の向上など多岐に渡る取り組みを進めます。

また、地域の防災力の充実に向け、自治会などでの防災訓練などを実施するとともに、自主防災組織の活動充実、立ち上げ支援などに取り組みます。

主な取り組み

１）災害時要援護者避難支援の体制の充実

【一人ひとりができること（住民）】

①日ごろから、隣近所に住む高齢者などにあいさつし、顔見知りになります。

②災害時に地域の要援護者支援が行えるよう、日ごろから広報誌などを通じて、防災に関する知識を深め、地域の避難訓練などに参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①災害時要援護者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日ごろの見守り体制の検討などを進めます。

②地域支援者は、関係者と連携しつつ、要援護者の日ごろの見守りなどを行います。

③災害時の対応力の向上を図るために、自治会や自主防災組織を中心に避難訓練などを実施します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①要援護者の情報提供や日ごろの見守り体制を検討する話し合いの場（地域支援会議など）を充実していきます。

②自治会の範囲で支援者が、要援護者の情報共有や日ごろの見守り体制の検討などを行えるよう、会議を開催していくとともに、会議未設置自治会での設置を支援します。

③登録者の平時の見守りが円滑に行えるよう、登録者が普段利用しているサービス事業所などとの連携を進めます。

④要援護者の見守り活動を行うボランティアの育成に努めます。
⑤社会福祉協議会のホームページや広報誌で要援護者避難支援制度や日ごろからの見守り活動について周知します。
⑥地域住民対象に災害時要援護者支援制度の勉強会などを行政と連携し開催します。
⑦自治会などが開催する防災訓練に、要援護者避難支援制度に登録している方々が参加できるように支援します。

【行政の取り組み】

①要援護者登録者数の増加に向け、災害時要援護者支援制度について、市広報誌などを通じて制度周知を図ります。
②災害時要援護者として登録した本人などによる個々の避難支援計画の作成に向け、本人などへの周知と作成支援を進めます。
③地域住民に向け、自治会などでの避難訓練の実施などを通じて災害時要援護者支援の意識啓発や避難支援の向上に努めます。
④登録者の日ごろの見守りが円滑に行えるよう、登録者が普段利用しているサービス事業所などとの連携を進めます。
⑤福祉避難所における必要なニーズを把握し、避難所の運営方法について検討を行います。

２）自主防災組織の拡充

【一人ひとりができること（住民）】

①防災に関する取り組みに関心をもち、市広報誌などから情報を得ます。
②地域の避難訓練などに参加します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域の自主防災組織と連携し、防災訓練などを開催します。
②自主防災組織がない地域では、市や社会福祉協議会などと連携し、防災に関連する勉強会を自治公民館などで開催し、自主防災組織の立ち上げに努めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①必要に応じて防災に関する勉強会の開催を支援します。
②自治会などが開催する防災訓練に、要援護者避難支援制度に登録している方々が参加できるように支援します。【再掲】

【行政の取り組み】

①住民の防災意識の高揚や万が一の災害時に助け合う体制の整備に向けて、自治会、学校、福祉施設などでの防災に関する講話や訓練などを進めるとともに、自治会単位での自主防災組織の設立支援に取り組みます。

（３）子どもや高齢者、障がい者などの権利を守ろう

子どもや判断能力が十分でない状態の高齢者、障がい者の権利などが侵害されることなく、地域社会で安心して暮らすことができるよう、権利を尊重し擁護する取り組みの充実や具体的な仕組みを整えることが重要です。

権利擁護に関して、各種事業・制度が円滑に利用できるよう、成年後見制度などに係る仕組みや体制の充実に取り組みます。

また、子育てや介護における虐待などの権利侵害が起こっており、地域住民の権利を擁護する相談支援体制を充実するとともに、虐待防止に向けた取り組みを強化します。

主な取り組み

１）権利擁護の取り組みの充実

【一人ひとりができること（住民）】

①権利擁護について、市広報誌や社協だよりなどを通じて、各種制度を理解します。

②近隣で制度利用が必要と思われる方には制度利用につなげるために地域の民生委員・児童委員などを紹介します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①地域（自治会）などで、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解します。

②住民で制度利用が必要と思われる方には、制度利用につなげるために民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などを紹介します。

【社会福祉協議会の取り組み】

①高齢者や障がい者の権利を擁護する日常生活自立支援事業などを通じて、高齢者などの権利擁護の啓発などを図ります。

②福祉サービスを利用する際の手続きや支払いなどのサポートを行う「日常生活自立支援事業」の利用者が増加し、利用待機者もいることから、事業の運営が適切に行われるよう専門員や生活支援員の確保について行政と連携し、対応策を検討します。
③「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」に迅速につなげるための働きかけを行います。

【行政の取り組み】

①判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者などの権利を尊重し、擁護できるよう、権利擁護の必要性について周知や広報に努めます。
②判断能力が十分でない状態の高齢者や障がい者を保護し、財産管理などを支援することを目的として制定された「成年後見制度」の利用促進に向けた周知や利用支援などを図ります。
③後見活動を安定的に行うため、法人後見支援事業の実施を検討します。また、市民後見人の養成、活動支援の方策について検討を行うとともに、併せて権利擁護を住民参画で進めるための支援を検討します。
④権利擁護事業（成年後見制度、日常生活自立支援事業など）がより円滑に行われるよう、「中核機関の設置」などについて、関係者、関係機関などとの連携のもと、検討を進めます。

２）虐待防止などへの適切な対応体制の充実

【一人ひとりができること（住民）】

①市や関係機関・団体が推進する虐待防止の取り組みなどを通して、あらゆる虐待の根絶について理解を深めます。
②虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報します。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①虐待などが疑われる場合は、関係機関に通報します。
②「地域見守りネットワーク事業」の参加を進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①社会福祉協議会のホームページや広報誌で虐待防止に関する啓発を行います。
②民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域のネットワークを活用して虐待などが疑われる場合の早期発見に努め、行政担当窓口に情報提供します。

【行政の取り組み】

①DV や児童、高齢者、障がい者・児に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため、広報活動などを通じてあらゆる虐待などを許さない機運を高めていくとともに、相談先の周知や相談対応の充実、関係機関の連携を強化します。

（４）人にやさしいまちづくりを進めよう

年齢や身体の状況にかかわらず、生涯にわたり、安心して暮らし続けるためには、自由に外出して社会参加ができたり、快適に利用できる道路、公園、公共施設などの環境や住まいが整っていることが重要です。

引き続き、誰にでも利用しやすい道路、公園、公共施設などの整備を進めるなど、バリアフリーの環境づくりを進めます。また、移動・外出に困難を感じている高齢者や障がい者・児などが、必要な移動支援が受けられるよう、地域の関係機関との連携による支援を進めます。

誰にもやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりや、一人ひとりの人格や意思が尊重され、互いを認め合い、共に生きる地域社会を築いていくことを目標とした「浦添市福祉のまちづくり条例」を制定します。

住まいは、安心して地域での生活を営むための基本となるものです。高齢による身体機能の低下や障がいがあっても、経済状況が悪化しても、住みよい住環境を確保していく必要があります。年齢や身体の状況に応じた住宅改修に加え、居住に課題を抱える人への居住安定に向けた支援を行います。

主な取り組み

１）人にやさしい生活環境づくり

【一人ひとりができること（住民）】

①地域で困っている人に気づいたら声かけやサポートを行います。

②バリアフリーやユニバーサルデザインなどのまちづくりに対して理解を深めます。

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）

①ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者などが安心して暮らせるよう、必要に応じて見守り、声かけを行います。

②社会福祉協議会と連携しバリアフリー学習会に参加協力します。

③沖縄県や今後制定する「浦添市福祉のまちづくり条例」にもとづき、誰もが利用しやすい建物の整備やサービスの提供に努めます。

④地域の企業・事業者、社会福祉法人などに協力を求めながら高齢者や障がい者の移動や買い物などの支援について検討を進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①障がい者団体やボランティアと連携し、学校や地域、企業・事業所などでのバリアフリー学習会を実施します。
②障がい者・児関係団体などとバリアフリーやユニバーサルデザインについてともに考える機会をつくります。
③社会福祉協議会のホームページや広報誌などでバリアフリーやユニバーサルデザインの情報などについて周知します。
④「手話言語などコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」の担い手である手話や点訳、音訳などのボランティア団体などの周知を図ります。
⑤誰にもやさしいまちづくりや共に生きる地域社会を進めていくための「浦添市福祉のまちづくり条例」の制定に向け、行政や関係機関などとの連携を密にします。
⑥障がい者・児団体やボランティア団体が行う、市内の公共施設や大型店舗などのバリアフリーやユニバーサルデザインに関する調査活動を支援します。

【行政の取り組み】

①高齢者や障がい者の外出を支援するため、移動の支援サービスなどの利用を支援します。
②民間企業・事業所や NPO 団体などの活用による高齢者の新たな移動サービスの導入を検討します。
③既存の公共施設、道路、公園などについては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」にもとづきバリアフリー化を進め、その改善に努めます。新しくつくる公共施設については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」などにもとづき、誰にでも利用しやすい環境（ユニバーサルデザイン）の整備を進めます。
④民間の施設についてもバリアフリー化が図られるように周知を行います。
⑤手話言語などコミュニケーション手段の理解及び利用促進を図り、合理的配慮や環境整備を進めるために制定された「浦添市手話言語などコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ地域に広く周知し、意志を伝えあう権利が尊重される社会を推進します。
⑥住民、企業・事業者、行政などが一体となって、誰にもやさしいまちづくりや共に生きる地域社会を進めていくため、「浦添市福祉のまちづくり条例」を制定します。

２）安定した住まいや住環境の確保

【地域のみんなでできること（自治会/民生委員/関係機関・団体/企業・事業所/社会福祉法人など）】

①居住サポートに関わる事業者は、居住サポートに関する情報を発信していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

①安定した日常生活を営むことが困難な低所得者及び障がい者、高齢者世帯に対して必要な資金の貸付と相談支援を行うなど、自立に向けた取り組みを進めます。

【行政の取り組み】

①介護認定を受けた高齢者や障がい者の快適な在宅生活を支援するため、介護保険制度による住宅改修、障がい者の住宅改造費助成事業の普及や利用を促進します。

②高齢者や障がい者の地域における住まいを確保できるよう、沖縄県居住支援協議会などの動向を踏まえ、入居支援に関する居住サポート事業の推進と利用を促進します。

③離職などにより住居を失うおそれの高い方への家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を進めます。【再掲】

④高齢者、障がい者、子育て世帯（多子世帯）、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、市営住宅や市民住宅への入居機会を確保するとともに、賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援に取り組みます。また、新たな住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及と利用を促進します。

⑤地域包括ケアシステムや包括的な相談支援を推進する中で、住まいと医療・介護（予防）・生活支援がより一体的に展開できるよう、関係機関、関係部署の連携を強化します。

コラム：ユニバーサルデザインの考え方・定義について

※沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針より

「ユニバーサルデザイン」とは、Universal（普遍的な、全体の）と Design（設計、構想、計画）という英単語が合わさったもので、その頭文字をとって UD（ユーディ）とも呼ばれます。
「特に改造などしなくてもはじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように製品、環境をデザインする（つくる）」と定義され、年齢、性別、国籍（言語）、身体能力等の個人差に関わらずそれを利用するすべての人を対象として、それら個々人の多様性から要求される様々なニーズにできる限り対応する「もの」をつくる、という考え方です。

◆ユニバーサルデザイン７つの原則

①誰にでも支障なく公平に利用できる。
②様々な使い方に柔軟に対応する。
③使い方が簡単で直感的にすぐ使える。
④使うために必要な情報がすぐに認知できる。
⑤操作ミスや危険につながりにくい。
⑥無理のない姿勢や少ない労力で、楽に使える。
⑦利用、接近のしやすい大きさ、広さがある。

（５）行政と社会福祉協議会との連携などを進める

地域福祉の推進は、行政と社会福祉協議会の職員のスキルアップや組織体制の強化などに取り組み、それぞれの役割を果たし連携を充実することが重要です。

社会福祉協議会については、地域福祉の推進を目的とする公共性と公益性を併せもった民間法人として、行政の補完的な役割を担っていることを明確にするとともに、これまで以上に事業並びに組織体制などの強化を図る必要があります。

そのため、研修会の開催や情報交換の場、連絡会などの充実を図るとともに、連携の強化に取り組みます。

主な取り組み

１）行政ならびに社会福祉協議会の組織、推進体制の強化

【社会福祉協議会の取り組み】

①「社協会費」並びに「赤い羽根共同募金」の意義や使途などの周知に努め、地域福祉活動に必要な財源確保などに努めます。

②役職員が一体となり、社会福祉協議会の組織経営並びに、地域福祉推進体制の強化を図ります。

③地域住民などの様々な支援ニーズに適切に対応できるよう、職員一人ひとりが地域福祉を担う職員として自覚し、自己研鑽に努めます。

④地域福祉事業の推進に必要な職員の人員配置を図ります。

⑤社協だより、ホームページなどを活用し、地域住民が参加できる、気軽に福祉に関われる情報の発信を積極的に行います。また、地域懇談会などを開催し、社会福祉協議会の活動などを分かりやすく説明し、認知度の向上に努めます。

【行政の取り組み】

①住民などの様々な支援ニーズに適切に対応できるよう、庁内関連部署間の連絡会や調整会議などを通して情報共有・連携の充実を図ります。

②福祉分野の相談支援員をはじめ、関係職員などを研修会や勉強会などへの積極的な参加を図り、福祉・健康・医療などの専門性を高めるとともに、適切な住民支援の充実に努めます。

2）行政と社会福祉協議会との連携体制の充実

【社会福祉協議会の取り組み】

①地域福祉推進のパートナーとなる行政各課との連携・協働体制の充実を図るために、行政の各部局との情報交換、情報共有などの場の確保を図ります。

【行政の取り組み】

①現行の福祉・健康部署と社会福祉協議会との連絡会の充実を進めていくとともに、住民の生活や教育分野など関連する部署との連携の場の確保に努めます。

コラム：地域福祉活動の紹介

宮城ふれあいサロン防災訓練事前学習会

『家庭・お隣近所、地域』日ごろからの防災について考えてみよう

防災訓練前の学習会を開催し、東日本大震災で災害ボランティアセンターへ派遣された市社協職員より、当時の状況や普段からできる防災について講話を行い、グループワークで意見交換を行いました。(2019（平成 31）年３月)

子ども地域交流会 in 地域福祉センター

子どもたちが地域とのつながりを体感することを目的に、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、シルバー人材センター、ファミリーサポートセンター、中学校区内企業が協働し、子ども地域交流会を毎年開催しています。(2018（平成 30）年８月)